

奄美市告示第63号

奄美市住用地区乳幼児おむつ代助成事業実施要綱を次のように定めた。

令和8年4月1日

奄美市長 安田 壮平

奄美市住用地区乳幼児おむつ代助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住用地区に居住するこどもの保護者に対し、おむつ代を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって同地区の移住・定住人口の増加に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、住用地区に住所を有する3歳未満のこどもと同居する保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象者がこどものために購入したおむつ代に相当する額とする。ただし、3歳未満のこども1人につき、5,000円に助成対象月数を乗じた額を申請年度の上限額とする。

(申請及び認定)

第4条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、奄美市住用地区乳幼児おむつ代助成認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、適

当と認めた場合は、奄美市住用地区乳幼児おむつ代助成認定通知書（別記第2号様式。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

（助成対象期間）

第5条 助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、申請をした日の属する月から助成資格が終了した日の属する月までとする。

（請求）

第6条 認定通知書を受けた申請者が、助成金を請求しようとするときは、おむつ代の支払を証する書類を添付した奄美市住用地区乳幼児おむつ代助成請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に助成金を交付するものとする。

（請求期限）

第8条 助成金の請求は、助成対象期間が終了した日の属する月の翌月から起算して2月以内にしなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和10年5月31日限りその効力を失う。